

検察審査会審査員候補者の 予定者を選びます

検察審査会は、選挙権を有する方の中から選ばれた11名の審査員で構成され、検察官がした不起訴処分の方の善し悪しを審査する機関です。

市選挙管理委員会では、平成26年の審査員候補者予定者を選挙人名簿から「くじ」により選出します。検察審査会から審査員候補者に選ばれた方には通知がされますので、ご協力をお願いします。

▼豊橋検察審査会事務局
☎(0533)52局3283

▼田原市選挙管理委員会(総務課内)
☎23局3506 FAX 23局0180

漁業センサスにご協力を!

農林水産省では、国内の漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握するため、11月1日現在で「漁業センサス」を実施します。この調査は、5年ごとに水産業を営んでいるすべての世帯や法人を対象に、全国一斉に行われます。調査対象世帯には、10月下旬ごろ、

統計調査員が調査票を配布しに伺いますので、ご協力をお願いします。

▼総務課

☎23局3506 FAX 23局0180

障害者福祉タクシー券・バス電車券・元氣パス購入助成券(下半期分)交付

▼対象は次のいずれかに該当する方
①1・2級の下肢・体幹・視覚障害または1級の内部障害がある方②A判定の知的障害がある方③1・2級の精神障害がある方 ▼手続きに必要なもの＝障害者手帳

◎交付について

▼日時＝平成26年3月31日(月)までの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く) ▼場所＝①田原地区の方：市役所地域福祉課(北庁舎1階) ②赤羽根地区の方：赤羽根市民センター(旧赤羽根支所) ③渥美地区の方：渥美支所

▼地域福祉課

☎23局3697 FAX 23局3545

障害者に対する虐待 迷わずご連絡ください

障害者を虐待から守り、またその養護者を支援するため、障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法

律)があります。

この法律により、養護者(家族や同居人等)、福祉施設従事者、使用者(雇用主等)から虐待を受けたり、発見したりした場合は、必要に応じ、障害者の一時保護や支援を行いますので、窓口にご連絡ください。

通報者、相談者の秘密は守られます。

虐待の種類

【身体的虐待】体に傷や痛みを負わせる暴行を加えることや、正当な理由なく体の自由を奪うこと

【性的虐待】無理やり(または同意と見せかけ)わいせつな行為をすることや、させること

【心理的虐待】激しい暴言を浴びせたり、拒絶的な態度をとったりするなどして、心を傷つけること

【放棄・放任】食事や入浴、排泄などの介助をせず、心や体を衰弱させること

【経済的虐待】本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うことや、不利益を与えること

通報窓口

▼地域福祉課

☎23局3697 FAX 23局3545

※夜間・休日・年末年始は、市役所(代表) ☎22局1111

相談窓口

▼田原市障害者総合相談センター
☎23局3812 FAX 23局3110

農業用廃プラスチック 排出時の分別のお願い

田原市農業用使用済プラスチック適正処理対策協議会が行っている農業用廃プラスチックの回収では、農業用ビニールフィルムとポリ系フィルムを分別のうえ搬入いただいています。ビニールフィルムの結束は、ビニールフィルムの切れ端を使用するなど、同じ材質の物で束ねるルールを守ってください。分別の効率を向上し、リサイクル作業を円滑化するため、ルールが守られていない場合は、その場で束ね直していただくか、受け取りをお断りすることがあります。

なお、ポリ系フィルムは、かんすい 灌水チューブやポリ系のひもで束ねることが出来ますが、ビニールフィルムの切れ端などは使用しないよう、ご注意ください。

▼田原市農業用使用済プラスチック適正処理対策協議会(農政課内)
☎23局3517 FAX 22局3817

▼J A愛知みなみ
田原資材センター ☎23局1636

赤羽根資材センター ☎45局3134
渥美資材センター ☎32局3000